

臨時費用補償特約（国内旅行傷害保険特約用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
こ	国内旅行特約	この特約が付帯される国内旅行傷害保険特約をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が旅行行程中に第三者の行為によって国内旅行特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

第2条（臨時費用保険金の支払額）

当社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2章補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）および同章第3条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、被保険者と生計を共にする同居の親族の行為によって生じた傷

害に対しても、保険金を支払いません。

第4条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の死亡した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （2）保険金を受け取るべき者またはその代理人が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款第2章補償条項第4条（死亡保険金の支払）（2）および（3）の規定中「死亡保険金を」とあるのは「臨時費用保険金を」と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、国内旅行特約の規定を準用します。